平成２１年（フ）第４８４号
香川県高松市木太町3420番地１メゾンドール101号
債務者　小島　正裕
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５０１号
香川県高松市香西北町267番地２
債務者　三村　和美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２０６号
長崎県大村市東本町550番地
債務者　岩本　佳子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２０７号
長崎県大村市杭出津２丁目1244番地
債務者　井上　元子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２１７号
長崎県諫早市小船越町571番地90
債務者　松尾　和尋
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２１８号
長崎県諫早市大字真崎破籠井名259番地　マインズハウス102号
債務者　中尾　宏樹
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２２０号
長崎県諫早市天満町36番40号　フレグランス早田Ａ202、前住所長崎県諫早市真崎町918番地
債務者　鈴木　康敏
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２２１号
長崎県諫早市天満町36番40号　フレグランス早田Ａ202、前住所長崎県諫早市真崎町918番地
債務者　鈴木　恵美
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２２３号
長崎県大村市小川内町779番地１、前住所長崎県大村市小川内町1010番地４
債務者　廣瀬　卓也
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２２５号
長崎県諫早市福田町3116番地１　県住Ｃ１棟303号
債務者　緒方登美子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２２６号
長崎県大村市西部町1575番地２、住民票上の住所長崎県西彼杵郡時津町元村郷1240番地10坂本アパート202号
債務者　松尾　道子（旧姓藤岡）
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２２９号
長崎県大村市武部町61番地１　玖島団地Ｄ棟304号、前住所長崎県大村市木場１丁目155番地11
債務者　木下由美子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２３３号
長崎県大村市竹松町747番地　セジュール桑ノ木原Ａ101、前住所長崎県大村市松原１丁目436番地11
債務者　櫨本アヤ子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２３４号
長崎県大村市中岳町385番地３
債務者　木村いづみ
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第６４号
福井県小浜市生守第42号42番地の５　岡本アパート
債務者　坂井美智雄
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第１９２号
香川県仲多度郡多度津町大字山階1488番地１
債務者　渡辺　俊幸
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第２６３号
佐賀県佐賀市大財３丁目４番15号
債務者　成松　英之
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係